



2017年5月11日

各 位

会社名 セコム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中山 泰 男  
(コード番号：9735 東証第一部)  
問合せ先 経営監理室長 加藤 幸 司  
TEL 03-5775-8225

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2017年6月27日開催予定の第56回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入されるものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対し、その報酬として、当社の普通株式（譲渡制限付株式）を付与するための金銭報酬債権を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社は、2005年6月29日開催の第44回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額を年額6億円以内（ただし、この額は使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とする旨のご承認をいただいておりますが、本株主総会においては、本制度を新たに導入し、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、譲渡制限付株式として、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億円以内（ただし、この額は使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定いたします。ただし、各対象取締役に対する当該支給は、当該対象取締役が上記の現物出資に同意すること及び下記の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件といたします。

本制度に基づいて譲渡制限付株式として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年20,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京

証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額としない範囲において、当該取締役会において決定いたします。

また、本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と当該普通株式の割当てを受ける予定の各対象取締役との間において、①一定期間、当該普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分が禁止されること（かかる禁止を担保するため、当該普通株式は、当該期間中、当該対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。）、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどをその内容に含む契約（譲渡制限付株式割当契約）を締結することといたします。

以 上